

平成 27 年 3 月 16 日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

**国際会計基準審議会（IASB）公開草案
「開示に関する取組み」（IAS 第 7 号の修正案）に対する意見について**

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した公開草案「開示に関する取組み」（IAS 第 7 号の修正案）に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

○「質問」に対するコメント

質問 1 —— 開示に関する取組みによる修正

この IAS 第 7 号の修正案の公開草案は、開示に関する取組みの一部を構成している。その目的は、次のものを改善することである。

- (a) 企業の財務活動（資本項目を除く）に関して財務諸表利用者に提供される情報
- (b) 財務諸表利用者が企業の流動性を理解するのに役立つ開示

この修正案（第 44A 項及び第 50A 項参照）に同意するか。修正案のいずれかについて懸念又は代替的な提案はあるか。

（回答骨子）

同意しない。

仮に、追加開示を要求する場合には、純債務を定義した上で、ガイダンスの拡充、既存開示との関係、開示に関する取組み（Disclosure Initiative）との整合性の検証が必要と考える。

（理由）

今回提案された追加開示は、企業の流動性に関する情報を改善することを目的として、企業が投資家に対して純債務の調整表（Net debt reconciliation）を開示するものと理

解しているが、IASB は純債務の定義をしておらず、また全業種にとって純債務の調整表が当該目的に適った情報となるのかが明確ではない。

特に、銀行や金融持株会社については、投資家の用いる流動性に関する情報として、流動性規制の一環として導入される流動性カバレッジ比率 (LCR) や安定調達比率 (NSFR) 等を開示しており、これらの方が流動性リスクを分析する上でも適切であると考えており、追加開示は不要とすべきである。

仮に IASB が、純債務を定義し、全ての企業にとって純債務の調整表が有用だと判断をした場合にも、以下の内容に留意して慎重に追加開示を確定させる必要がある。

(1) 借入金等の負債科目の詳細な増減分析が必要となるが、増減のうちどの部分が為替の影響なのかといった点に関しては一定程度の前提を設定しないことには算出が困難であり、前提が企業によって分かれた場合には比較可能性を低下させることに繋がりがねない。そのため、ガイダンス等の中で増減分析の方法を明示し、比較可能性を担保する枠組みが必要と考える。

(2) 「企業の現金及び現金同等物残高を使用する意思決定に影響を与える制約」(IAS 第 7 号 50A 項) については、すでに 48 項にもとづき開示していることが想定される。したがって、50A 項において追加的に開示すべき定量情報の要否、定義・内容の明確化に加え、IAS 第 7 号 48 項¹で規定された開示との違いの明確化が必要と考える。

(3) IASB は、公開草案における「鶯地隆継氏の代替的見解」の AV 2 のとおり、IAS 第 7 号 “開示への取組み” の将来の全体的な改善についての明確なビジョンと追加開示が整合しているかについて検証が必要と考える。

以 上

¹企業は、保有する現金及び現金同等物の残高のうち、当該企業グループが利用できない重要な金額を、経営者による説明とともに開示しなければならない。